帝国と魔女 一ヴェネツィア共和国の事例から―

髙田京比子

1. 海と山のヴェネツィア共和国

「帝国と魔女で読み解くヨーロッパ」と題された本ワークショップでは朝治啓三、田島 篤史両氏の報告を得た。朝治報告は、シモン・ド・モンフォールの生涯と彼についての研 究史を丹念にたどったのち、イングランド一国史の枠組みではなく、アンジュー帝国とい う概念を入れることで、「シモン・ド・モンフォールの乱」を説明しようとするものであっ た。「統治」と「領有」を分けることで、ヘンリー3世のイングランド内での不興、それを 利用してシモンが現地人のことは現地で決めるという政治方針を示そうとした様などが鮮 やかに示された。一方、田島報告は 1485 年に神聖ローマ帝国内ティロル伯領のインスブ ルックで起こった魔女異端審問を詳しく取り上げている。魔女として告発された人々が具 体的にどのような行為を行っていたのか、異端審問官がなぜ裁判の過程で性的な質問をし たのかなどを、魔術や当時生まれつつあった悪魔学との関連で解き明かし、現代の我々と は異なる世界観・価値観を提示した。両報告とも、帝国や魔女というキーワードを通じて、 一般的・教科書的な政治・外交史とは異なる歴史像を提示している。

では、ヴェネツィア共和国と帝国・魔女という組み合わせで何が語れるであろうか。帝国と魔女という本シンポジウムの主題を、筆者の専門であるヴェネツィア共和国において 関連付けて論じることは難しい。しかし、この二つのキーワードははからずもヴェネツィア共和国の海・山への広がりをよく示しているので、その点から始めたい。

まず帝国から考えてみよう。都市国家ヴェネツィアは 13 世紀には第4回十字軍を契機に東地中海に植民地を獲得することになった。クレタ島をはじめ、ペロポネソス半島のコロンとモドン、エーゲ海の島などがヴェネツィアの支配下に入ったのである。これらの植民地はそれまでビザンツ帝国の支配下にあり、ギリシア人領主や農民たちが居住していた。

したがって、朝治報告が論じる「帝国」や「帝国的権力構造」とは若干意味合いが異なるものの、中央権力が異なる民族を支配するという意味で植民地獲得後のヴェネツィアを帝国と呼ぶことも可能であろう。じっさい『地中海世界史』第2巻には「ヴェネツィアとロマニア――植民地帝国の興亡」というタイトルの論文が掲載されている¹。「植民地帝国ヴェネツィア」は、「帝国的権力構造」よりは中央集権的であり、先に示した論文でもそのようなある意味「近代的」な統治の側面に光が当てられている。しかしヴェネツィアの海外統治については、領土としての植民地に限らず、コンスタンティノーブルの居留地など、国境と海を越えてヴェネツィア人の自治が広がっていた²。またエーゲ海の島には、自立化傾向を持つヴェネツィア人領主も存在した³。この点は、朝治報告の述べる「帝国」になぞらえることができるかもしれない。このように帝国という言葉は、海上植民地国家としてのヴェネツィアの広がりをよく示している。

では、魔女はどうであろうか。魔女との接点を探るためには、今度はヴェネツィアの陸 の支配に目を向けなければならない。 ヴェネツィアは 15 世紀から陸上国家としてパドヴ ァ、ヴィチェンツァ、ヴェローナ、ブレシャ、ベルガモなどの内陸都市をも支配した4。 その結果、かつてこれら都市国家の従属領域であった農村や山岳地域にまで支配を及ぼす ことになった。中世のイタリア都市は単なる自治都市にとどまらず、周囲の農村部にまで 一種の領域支配を及ぼしていたことはよく知られている。 中でもブレシャ、 ベルガモなど はアルプス手前の山岳地帯にまで及ぶ従属領域を持っており、これらの都市のヴェネツィ アへの併合に伴い、山や山間部がヴェネツィア領となったのである。その中にはカモニカ 渓谷という 16 世紀初め魔女異端審問で知られた地域も含まれる。 カモニカ渓谷は現在ブ レシャ県に位置し、都市ブレシャの北に位置する渓谷部である。これらの地域は、もちろ ん平野部との交流も見逃せないが、山岳地帯の峠道を通じて東西のアルプス地域との交流 も深かった。カモニカ渓谷の東には田島報告の舞台であるティロル地方、さらに同渓谷の 北東にはアルプスの山々を通じてインスブルックが存在するが、ルネサンスの間、カモニ カ渓谷はブレシャの領域とティロルのあいだのもっとも重要な連絡路であったという5。 こうして「帝国的」広がり持つヴェネツィア共和国は、比較的初期に迫害が見られた山岳 地域の魔女6とも接点を持っていた。

このように、帝国と魔女というキーワードはヴェネツィア共和国の広がりと多様性をよ

く示している。以下ではいくつかの文献に基づき、16世紀初めにカモニカ渓谷で行われた 魔女異端審問と、16世紀末のコンスタンティノープル(イスタンブール)の商人集団の内 訳を簡単に紹介することで、このような広がりと多様性の一端を示し、コメントに代えた い。

2. カモニカ渓谷の魔女異端審問

カモニカ渓谷で魔女迫害が始まるのは、15世紀後半である7。1450年と1455年にトナレ山近隣のポンテ・ディ・レーニョとエドロで「魔女」が見られたようで、これらは1485年にはエドロでの異端審問官による告発へと発展した。エドロはブレシャの北約80キロの地点にあるオリオ川沿いの町である。一方、ポンテ・ディ・レーニョはトナレ峠から5キロ程度しか離れていない、まさに標高1000メートルを超える山岳部の、そしてヴェネツィア共和国の境界に近い町であった。1510年にはエドロとピゾーニェで74名の男女の魔女が火刑に処せられている。ピゾーニェはブレシャの北約30キロにあるイゼオ湖沿岸の町である。この異端審問を担当したのは、ドメニコ会士で神学者のシルヴェストロ・マッゾリーニ(彼は「プリエリアス」と呼ばれた)であった。これに続いて、カモニカ渓谷でもっとも有名な1518年の魔女迫害が起こる。その経緯については、ヴェネツィア共和国の政治や日常の出来事を詳しく綴った『日記』で知られるヴェネツィア貴族マリン・サヌートが、まさにその『日記』の中で詳しく報告している。

1518年の5月から6月のあいだにブレシャ司教パオロ・ザネと異端審問官代理でドメニコ会士のロレンツォ・マッジがカモニカ溪谷に到着し、エドロ、ピゾーニェ、ダルフォ、ブレノ、チェンモで異端審問を開始した。6月末から7月初にかけて62-80人が死刑判決を受け処刑される。彼らの財産は没収され、教会の帰属となった。また5000人以上のカモニカ溪谷の民が投獄されたという。この事件に関し、ブレシャの法律家アレッサンドロ・ポンペオは、魔女たち2500人がトナレ山で集まっていたらしい、ということを述べている。またブレノの城代カルロ・ミアーニは火刑に言及し、有罪とされたものの罪としてトナレ山のサバト(魔女の夜宴)への飛行を描いた。ブレノはこの地域の中心でエドロよりも少し南のやはり、オリオ川沿いの町である。

この事件は、はるか辺境の山岳部で起こったものとはいえ、すぐにヴェネツィア政府の知るところとなった。7月14日ヴェネツィアの十人委員会にブレシャの地方統治官から詳しい報告がなされたのである。しかし報告を受けたヴェネツィア政府が重視したのは、魔女よりもその裁判の方であったようだ。トッフォロは、当時ヴェネツィア共和国の権力の重要部分を担っていた十人委員会は、この事件をおそらくブレシャ司教によるヴェネツィアの裁判権と権威の侵害と受け止めたのだろう、と述べている⁸。またヴェネツィア当局は、ブレシャ司教が強欲から人々の財産を押収したのであり、職務を正当に行使していないと考えた⁹。十人委員会はカモニカ渓谷における異端審問の中断を決定し、ブレシャの地方統治官に現地に赴いて司教から十人委員会に裁判を引き渡すよう命令した。さらにカモニカ渓谷の異端審問官や公証人、城代などに十人委員会の面前で事態の説明をするように求めた。ここからヴェネツィア政府とローマ教皇庁の介入が始まる。

8月11日に裁判はヴェネツィアに到着し、23日には拡大十人委員会でこの件を教皇使節 にゆだねることが決定された。しかしロレンツォ・マッジは十人委員会の決定に従わず、 勝手に裁判を再開し魔女の罪で訴えられた人から財産を没収するなどしたため、ブレシャ の地方統治官とのあいだで衝突が生じた。地方統治官はロレンツォの行動を非難する手紙 を十人委員会に送り、指示を求めている。結局ヴェネツィアは教皇使節に解決を求め、ヴ ェネツィア当局の合意のもとに教皇使節からカモニカ渓谷の裁判を委ねられていたカポデ ィストリア司教が、カモニカ渓谷に到着する。しかし司教は新たに魔女疑惑でひとびとを 逮捕したため、ヴェネツィア当局は魔女異端審問への反対を表明するとともに、司教を招 集した。1521年1月3日、カポディストリア司教はヴェネツィアの十人委員会の前に出頭 し、カモニカ溪谷には本当に魔女が存在するのだと主張する。異端審問の中断を求めるヴ エネツィアと魔女の存在を支持する教皇使節とのあいだで衝突が生じ、教皇はヴェネツィ ア政府が教会の権利を侵害したと断じた。ヴェネツィア政府は教皇の反論に接して、3月 21日にカモニカ溪谷における異端審問の再開を認める。しかし、裁判はヴェネツィア共和 国地方統治官の立会いのもとに判決が言い渡されねばならなかった。同時にヴェネツィア 当局は、カモニカ渓谷の魔女は土地の人々が持つ異教信仰の残存が異端審問官に恐れと誤 解を生み出すことで生じたものであり、火刑よりも思慮深い司牧によって彼らをカトリッ ク信仰に導く必要があるとの見解も示している10。結局、カモニカ渓谷の異端審問は1521

年7月21日に打ち切りになり、1540年代に西隣のテリーナ渓谷にルター派が伝来するようになると、カモニカ渓谷での魔女迫害は消えていったようである¹¹。

この事件は、ヴェネツィアが山岳部の魔女問題に対して、カモニカ渓谷の民もヴェネツィア共和国の民であるという認識のもと、冷静に対処していることを示している。また総じてサバトや魔女の存在を信じる聖職者(特にドミニコ会士の異端審問官)に対して、ヴェネツィア政府がそれらを山の民の異教信仰の残存として司牧の必要性を説いていることも対照的である。トレント公会議ののち、ローマ教会はヴェネツィア海外領土のギリシア正教の慣習を改めさせようとする。ヴェネツィアはこれに対抗してその厳格さを和らげようとするが12、多様な宗教・民族を包み込む帝国としてのヴェネツィア当局の態度は、カモニカ渓谷の魔女異端審問にも共通するのかもしれない。

3. 山の民にとっての「ヴェネツィア帝国」

カモニカ渓谷の魔女異端審問は、ヴェネツィア当局が山岳地域の被統治者たちに対して どのような態度で臨んだか、の一端を示している。それでは、山岳地域、あるいはその近 隣の内陸部の都市の人々にとって「ヴェネツィア帝国」はどのようなものだったのだろう か。ヴェネツィア政府がカモニカ渓谷の人々に対して、単純素朴で司牧が必要な異教的残 存の中に生きる人々、という認識を示している13のを読むと、一見、山の人々と都市ヴェ ネツィアにはほとんど文化的接点がないように見える。しかし地中海の「植民地帝国」は 「山の民」にとっても開かれたものであった。次にその点を紹介しよう。

ブローデルが大著『地中海』で、まず地中海の北に聳える山に注意を向けていることはよく知られているだろう。そこでは山岳世界と平野部の隔絶や格差が指摘されているが、同時に山岳民と低地世界が決して分断されていなかったことも述べられている。「貧困ならびに山のつらい生活、もっと楽しい生活の希望、仕事がすぐに現金になる給料生活の魅力、これらは山岳住民を山から下に下りるように仕向ける」「実は、服装はたいてい風変わりで、風習の点ではつねに奇妙で、じつに生き生きしていて、都市や平野の生活に欠くことのできない、こうした山岳住民がいない地中海の地域はひとつとしてない」「ベルガモの人々は16世紀のイタリアではやはり有名である。この人たちはどこにでもいる。」な

ど¹⁴。2番目の言及は、むしろ山岳住民が都市に降りてもその異なる風俗を保っていたことを示しているが、中には世代を経て都市に適応していく人々もいただろう。特にブローデルも示唆するように、山に近い都市であるベルガモからの移住者はヴェネツィアにも多かったようである。彼らがどの程度山岳部の風習になじんでいたのか、またそれを保持していたのかは定かでないが、ヴェネツィア政府の権力の中枢である貴族身分にまで上り詰めた家系もあった。身分的閉鎖性で有名なヴェネツィア貴族であるが1646~1718年には新貴族と称される、新たに貴族身分となった家系が登場する。そのような家系の中にはベルガモ出身の商人家系も複数含まれていた¹⁵。

ベルガモ出身者の中には、貴族身分には至らないものの、ヴェネツィア市民権を獲得し、 東地地中海で活躍したものも存在した。ダーステラーは2006年に『コンスタンティノープルのヴェネツィア人』と題する本を著し、オスマン帝国の首都においてヴェネツィア人と して活動した人々の多様性を明らかにしている¹⁶。もちろんそこには比較的下層の、ヴェネツィア植民地から移住してきたギリシア人なども含まれるが、ここで興味を惹かれるのはコンスタンティノープルで活動する商人たちである。

16世紀末のコンスタンティノープルではかつてと異なり、ヴェネツィア貴族身分に属す商人たちはわずかになっていた。代わって、貴族身分の下に位置する市民権保持者や、オスマン帝国のキリスト教徒臣民でもありながらヴェネツィア人として活動する商人などが登場していた。その中にアガッツィ兄弟というベルガモ出身者がいる。彼らは少なくとも1588年からはレヴァント商業に携わっており、「多くの取引と良い評判を持った商人」としてヴェネツィア政府から、海外貿易に携わる特権である市民権を認められた。1594年にはコンスタンティノープルに現れてガラタ地区に住居を定めている。市民権を確保すると、彼らはすぐにコンスタンティノープルのヴェネツィア人共同体の中で重要な位置を占めるようになった。1595年にはブラガディン・アガッツィが、1598年にはアゴスティーノ・アガッツィが商人共同体の重要役職に選出されている。彼らの主要取引商品は宝石で、ヴェネツィア人の他にもオランダ人と取引を行っていた。さらにオスマン帝国のムスリムや棄教ヴェネツィア人などとも関係を持っていた。ダーステラーによると、アガッツィ兄弟の他にも、複数のベルガモ出身の商人がコンスタンティノープルで観察できるということである17。

こうしてベルガモの人々にとってもヴェネツィアを中継地点として東地中海に乗り出すことは可能であった。彼らが故郷とどの程度のつながりを維持していたのか、都市ベルガモとその従属領域である山岳地域との違いなど、問題とすべき事柄は多々残っているが、ここでは単純にベルガモ出身者がレヴァント商業に携わっていたという事実にのみ注目しておきたい。

* * *

都市ヴェネツィアは周知のようにアドリア海に面した潟の小島である。しかし、このようにヴェネツィアと帝国・魔女というキーワードとの関係を探っていくと、東では海を越え、西北では山にまで至る広大な空間と多様な文化、そこを行き交う情報・人々が浮かび上がってくる。確かに 16 世紀後半~17 世紀のヴェネツィアはキプロス、クレタといった重要な海外植民地を失い、徐々にかつての「植民地帝国」の面影は薄れていった。しかし、オスマン帝国の首都には 17 世紀もわずかではあるがヴェネツィア商人が存在し、イオニア諸島は最後までヴェネツィアの植民地であり続ける。一方、陸のヴェネツィア共和国は 16 世紀初めのカンブレー同盟戦争で一時期領土を縮小するものの、すぐに盛り返し、ナポレオンに滅ぼされるその最後まで広域的な国境線を維持し続けた。こうして山から海まで広がったヴェネツィア「帝国」は、ときに内部に魔女として告発されるような異質な心性を持つ人々をも含みながら、近世を生き抜いていくのである。

¹ 大黒俊二「ヴェネツィアとロマニア――植民地帝国の興亡」歴史学研究会編『地中海世界史 2、多元的世界の展開』青木書店、2003 年、136-169 頁。

² ヴェネツィア人の東地中海への進出については前掲論文他にも、拙稿「中世地中海における人の移動-キプロスとクレタの『ヴェネツィア人』-」前川和也編著『空間と移動の社会史』ミネルヴァ書房、2009 年、185-213 頁。高田良太「ヴェネツィア共和国の海外領土」齊藤寛海・山辺規子・藤内哲也編著『イタリア都市社会史入門』昭和堂、2017 年(第三版)、98-106 頁も参照。

³ 拙著『中世ヴェネツィアの家族と権力』京都大学学術出版会、2017年、65頁。

⁴ これらヴェネツィアの支配を受け入れた従属都市にはヴェネツィアから地方統治官が派遣されるものの、都市議会や都市条例は温存されてそれぞれ自立性を保ち、複合的な権力構造を生み出すことになった。研究者たちは、このようなルネサンス期から近世にかけてのヴェネツィア共和国を「地域国家」(あるいは「領域国家」)と呼んでいる。「地域国家」については簡単には、拙稿「支配のかたち」齊藤寛海・山辺規子・藤内哲也編著『イタリア都市社会史入門』昭和堂、2017年(第三版)、64-67頁参照。なお、ここで都市ヴェ

ネツィアを王、各従属都市を伯などの貴族になぞらえれば、陸のヴェネツィア共和国こそ、朝治報告の指摘する「帝国」に近い権力構造をもっていたともいえるだろう。もちろんあとで見るように、近世に踏み込んでいく「地域国家」と中世の「帝国的権力構造」では、中央権力と地方の関係に差があることは容易に見て取れるだろうが。

- ⁵ Stephen D. Bowd, *Venice's Most Loyal City: Civic Identity in Renaissance Brescia*, Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts, 2010, p. 174.
- 6 カモニカ渓谷の他にも、テリーナ渓谷、キアヴェンナ渓谷、レヴェンティーナ渓谷などは比較的初期に 魔女迫害が見られた地域であった。*Ibid.*
- 7 以下、カモニカ渓谷の魔女異端審問の経緯については、Roberto Andrea Lorenzi、"Inquisitore e streghe: un terribile equivoco"、Conferenza a Incontri Tra/Montani 2008、Pisogne、Santa Maria della Neve—Sabato 4 Ottobre 2008、pp. 1-2; Attilio Toffolo、"L'infelice Bartholomeo.... Storia di un 'presunto' caso di stregoneria nella valle camonica del primo '500"、 in A. Richini (ed.)、Ci chiamavano streghe、Bari、2009、pp. 91-101(筆者は accademia edu で参照したので、pp. 1-11.); Attilio Toffolo、"Valle Camonica 1518、Storia di alcuni processi per stregoneria nell'Italia del primo 1500"、in Cultura oggi、XXX、n. 1、2012、pp. 58-71. (筆者は accademia edu で参照したので、pp. 1-16.) を参照した。後二者の論文は、後者の方が若干長いが、ほぼ同じ内容である。ヴェネツィアの世俗権威と教会の対立を指摘しながらも、15 世紀後半の異端審問の様子や魔女の信仰=迷信の内容をより重視した記述に、Stephen D. Bowd、Venice's Most Loyal City: Civic Identity in Renaissance Brescia、pp. 174-191(Chapter 10、Witches).

 8 Attilio Toffolo、"L'infelice Bartholomeo..."、p. 2; A. Toffolo、"Valle Camonica 1518",p. 5.

 9 "non hanno fatto debitamente l'officio suo et hanno processo cum grande severità per quanto è la forma、mossi da cupidità de guadagno",in A. Toffolo、"L'infelice Bartholomeo...",p. 3; A. Toffolo、"Valle Camonica 1518",p. 7.
- "hariano non minor bisogno de predicatori cum prudente instructione de la fede catholica, cha de persecutori cum severe animadversioni", "sradicando il substrato di miti e leggende di ascendenza pagana che, più di tutto, davano adito a paure e fraintendimenti su cui gli inquisitori costruivano sovente i loro processi", etc., in A. Toffolo, "L'infelice Bartholomeo...", p. 9; A. Toffolo, "Valle Camonica 1518", p. 14.
- 11 Roberto Andrea Lorenzi, "Inquisitore e streghe: un terribile equivoco", p.1.
- 12 アルフレード・ヴィッジャーノ(髙田京比子翻訳)「ルネサンス期ヴェネツィアにおける市内と海上支配領域のギリシャ人」『海港都市研究』3 号、2008 年、46-59 頁。
- ¹³ A. Toffolo, "L'infelice Bartholomeo...", p. 9; A. Toffolo, "Valle Camonica 1518", p. 14.
- 14 フェルナン・ブローデル (浜名優美訳)『地中海 I、環境の役割』藤原書店、1991 年、63、65 頁。
- ¹⁵ 新貴族家系については、藤内哲也『近世ヴェネツィアの権力と社会-「平穏なる共和国」の虚像と実像』 昭和堂、2005 年、201-249 頁。特に 220-223 頁。
- 16 ヴェネツィア側の史料はオスマン帝国の首都をコンスタンティノープルと呼び続けるため、本書の表題も『コンスタンティノープルのヴェネツィア人』となっている。ヴェネツィア人大使の公邸や商人たちの住居は対岸のガラタ地区とその郊外にあった。Eric R. Dursteler, Venetians in Constantinople: Nation, Identity, and Coexistence in the Early Modern Mediterranean, pp. 23-26, 188.
- ¹⁷ Eric R. Dursteler, Venetians in Constantinople, pp. 48-52.